

## 質問票

No.	質問(標題)	質問内容	質問の意図	備考	回答
-	質問の標題を記載してください。	質問の具体的な内容を記載してください。	質問の意図(ねらい)を記載してください。	他の情報で追記すべきものがあれば記載してください。	
1	事前研修業務について	仕様書13-(3)事前研修業務については、派遣業務としてお見積書でご提示した単価で派遣料金をご請求できますか？ また、出来る場合、本業務の契約期間は令和6年10月1日からではなく研修開始日からの契約とすることは可能ですか？	研修期間を本業務の派遣契約に含めない場合、コスト及びこちらの雇用契約・人選に大きく影響するため。		仕様書1ページ目「3.業務期間、契約期間」に記載している通り、事前研修での単価については派遣業務でご提示していただいた派遣料金でご請求ください。 事前研修における契約と本契約は分けて契約を行います。そのため、本業務の契約締結日は令和6年10月1日となります。
2	12.派遣元事業主に求める事項について	派遣元事業主と派遣労働者の面談内容について月1回程度報告するように記載されていましたが、これは就業時間中に面談をさせていただくことは可能でしょうか。	業務時間内に面談をすることが難しい場合は、その費用も受注金額に含める必要がある為		業務の繁忙時間を避け就業時間中に面談をしていただいて問題ありません。 具体的な面談時間については現場責任者と協議の上決定すること。
3	評価項目「業務の実績」について	評価内容として「本業務においても質の高さが期待できるか」とありますが、これは窓口業務実施そのものの質の高さについて問われるものではなく、あくまでも「労働者を派遣する業務」についての質の高さを問うているという認識でよろしいでしょうか。	提案書を作成するにあたり評価視点を明確にする為		本業務を確実に履行できることが期待できる実績の有無を確認するものです。
4	代表者について	特定個人情報チェックリストや労働者派遣契約等の契約締結時、代表者名は神戸市内にある拠点の責任者(支社長)でも良いでしょうか。			支社長に契約権限があれば記載いただいても構いません。 その際には、毎月の人材派遣の請求書についても契約書に記載した代表者名で請求をお願いします。
5	神戸市職員コンプライアンス共有理念について	仕様書内の4.(3)にて「神戸市職員コンプライアンス共有理念」とありますが応募書類提出期限前に内容確認をすることは可能ですか。	これまでの仕様書では記載がなく初めてお聞きしたので詳細を確認したく存じます。		HP(質問票の回答の下部)に掲載いたしますのでご確認ください。
6	金銭取扱いに関する覚書について	仕様書内の2にて「現金を取り扱うため、別添のとおり金銭取扱いに関する覚書を締結する」とありますが、応募書類提出期限前に内容確認をすることは可能ですか。	別添が確認できずのご相談となります。		HP(質問票の回答の下部)に掲載いたしますのでご確認ください。※案を掲載しますので、契約締結時には変更となる場合があります。
7	請求の時間単位について	仕様書内の9.(2)にて請求は5分単位とのことですが1分単位での対応は可能ですか。	弊社では労働基準法第24条の定め通り1分単位で派遣労働者に給与の支給をしております。同単位でのご請求ができればと思っております。		労働基準法の趣旨にのっとり、1分単位での対応にします。 契約締結時に仕様書を修正します。
8	比較対象労働者の待遇等に関する情報提供について	派遣契約締結時には派遣労働者を「協定対象労働者に限定する」と記載いただくことは可能ですか。			これまでの契約で派遣労働者を協定対象労働者に限定しておらず、業務内容もこれまでと同様のため今回の契約に関しても限定することはいたしません。

No.	質問(標題)	質問内容	質問の意図	備考	回答
9	派遣契約について	受注をした際に締結をする派遣契約案に関して応募書類提出期限前に内容確認をすることは可能でしょうか。			HP(質問票の回答の下部)に掲載いたしますのでご確認ください。※案を掲載しますので、契約締結時には変更となる場合があります。
10	時間外勤務における派遣料金について	仕様書内の9.(1)において法定休日労働については35%増しかと存じますが法定休日以外の休日労働に関する増減率はいかがでしょうか。	仕様書内には時間外と法定休日出勤のみの記載であったため		業務従事日は原則、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日及び12月29日から1月3日までの日以外の日です。この業務従事日以外の日の労働に関しては35%増しとなります。契約締結時に仕様書「9.時間外勤務における派遣料金について」を上記の文言に修正します。
11	派遣予定者の職務経歴書について	仕様書内の12.(2)において自社からの派遣実績がない場合は当該派遣予定者に係る職務経歴書を提出することと記載ありますが派遣労働者を特定できる情報を除いた資料でも問題ございませんでしょうか。			当該派遣予定者に係る職務経歴書には派遣労働者を特定できる情報を除いていただいで問題ございません。
12	派遣料金について	いただいております見積書のフォーマットですが、それぞれ任意の数字を入力する事ができますが、 ①業務毎に違う料金を入力してもよろしいでしょうか。 ②年度毎に違う料金を入力してもよろしいでしょうか。	見積書の作成の為		職種ごと年度ごとに単価を変えていただいで問題ありません。